第四十八条の十四　法第五十七条の十一第四項の農林水産省令で定める者は、関係市町村長（関連施設の管理者である市町村長を除く。）とする。

第四十八条の十五　法第五十七条の十三の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

一　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二　法第五十七条の十一第一項に規定する関係者が、その組織を変更したことに伴う変更

三　土地改良区の合併に伴う変更

四　前三号に掲げるもののほか、連携管理保全計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

第四十八条の十六　法第五十七条の十三において準用する法第五十七条の十一第一項の規定による変更の認可の申請には、第四十八条の十三の規定を準用する。

（清算人による貸借対照表の作成を要しない土地改良区）

第四十九条の二　法第六十九条第一項の農林水産省令で定める土地改良区は、第二十五条の二に規定する土地改良区とする。

（土地改良事業と類似の公共性を有する事業を行う法人）

第四十九条の三　法第六十九条第二項の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　一般社団法人

二　認可地縁団体

第四十九条の四　（略）

（解散等の認可申請手続）

第五十二条の四　法第八十三条の二第二項の規定による認可の申請をするには、その申請書に、所属土地改良区の合併により一の土地改良区のほかに当該申請に係る土地改良区連合の所属土地改良区がなくなつたことを証する書面及び同項の議決に係る総会の議事録の謄本を添付しなければならない。

2　前項の場合において法第四十一条第一項の規定により債権者の同意を要するときは、前項の書類のほか、その同意があつたことを証する書面、その同意が得られない場合にあつてはその事由を記載した書面を添付しなければならない。

第五十二条の五　法第八十三条の二第三項の規定による認可の申請をするには、その申請書に、所属土地改良区の合併により一の土地改良区のほかに当該申請に係る土地改良区連合の所属土地改良区がなくなつたことを証する書面、変更後の定款及び同項の議決に係る総会の議事録の謄本を添付しなければならない。

2　前項の場合において法第四十一条第一項の規定により債権者の同意を要するときは、前項の書類のほか、その同意があつたことを証する書面、その同意が得られない場合にあつてはその事由を記載した書面を添付しなければならない。

第五十七条の二の二　（略）

2　前項の公告は、法第八十五条第六項の規定により縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出の方法を掲載してするものとする。

3　（略）

（新設）

（新設）

（清算人による貸借対照表の作成を要しない土地改良区）

第四十九条の二　法第六十九条の農林水産省令で定める土地改良区は、第二十五条の二に規定する土地改良区とする。

（新設）

第四十九条の三　（略）

（新設）

（新設）

第五十七条の二の二　（略）

2　前項の公告は、法第八十五条第六項の規定により縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出の方法を記載してするものとする。

3　（略）